
男女共同参画計画のめざす社会と基本理念

1 めざす社会

市民とともにつくる男女共同参画社会

「男女が互いの人権を尊重しつつ、いきいきと暮らすことのできる男女共同参画社会」

••男女共同参画社会とは••••(男女共同参画社会基本法第2条)••••

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会

2 計画の基本理念

- 1 男女の人権の尊重
- 2 社会における制度または慣行についての配慮
- 3 政策等の立案及び決定への共同参画
- 4 家庭生活における活動と他の活動の両立
- 5 国際的協調